

都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継  
に関する行政評価・監視

結果報告書

令和 3 年 3 月

総務省行政評価局



## 前書き

文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産であるとともに、我が国や各地域の歴史や文化を認識させ、魅力あふれる地域づくりの礎となり、コミュニティの活性化に寄与するものである。我が国においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、文化財の指定や保護措置等が体系的に講じられている。文化財の保護においては、文化財の所有者が管理責任を負うものとされ、費用負担や手間がかかるものであり、所有者の理解と協力なくしては適切な保護は実現し得ない。しかし、昨今の少子高齢化・過疎化の進行等により急激に地域社会が変容する中、文化財の管理を担ってきた社寺、自治会等や個人に後継者の不在が懸念されるなど、文化財の保護・承継をめぐる状況も大きく変わりつつあり、将来に向かって、地域の文化財の滅失や散逸等の防止措置の緊急性が高まっている。

このような中、文化庁は文化財保護法を所管しているが、自ら指定事務を行わない都道府県指定の文化財について、所在不明となったものや、都道府県の区域外へ移動した文化財の取扱いの実態について把握していない。

この調査は、以上を踏まえ、都道府県指定文化財の適切な保護・承継を図る観点から、文化財の中でも特に商取引されやすく、譲渡や区域外移動が容易であるため滅失や散逸等のリスクが高いと考えられる美術工芸品に注目して、都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。



## 目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護に係る制度の概要等	
(1) 法に基づく文化財の保護に係る制度等	2
(2) 調査対象とした文化財及び地方公共団体	4
2 都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況等	
(1) 都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況	7
(2) 所在不明文化財	10
(3) 都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動の状況等	22
(4) 文化庁における都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸防止に係る取組等	31
資料編	38